

税理士法人 日本経営

日韓相続

でお困りの方へ

こんなことで悩んでいませんか？

- 韓国にも財産があり相続が心配
- 相続税は日韓でどれくらいになるのだろうか
- 韓国の財産について事前に対策できないのか
- 韓国の財産の遺言書はどうすればいい？
- 相続がおきてしまって、どうすればいいかわからない

相談無料

日本語・韓国語
対応可



スマートフォンのカメラで↑
ホームページにアクセスできます

ご家族を幸せにする相続をお手伝いします

税理士法人日本経営
担当：李、金、柳



050-5330-1313